2025年9月6日

令和７－７

物権的請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. ７］）

ア．Ａ所有の甲建物を，ＢがＡに無断でＣに対し賃貸し，引き渡したときは，Ａは，Ｂに対し，甲建物の明渡しを求めることができる。

イ．Ａ所有の甲土地に，ＢがＡに無断で乙建物を築造し，これをＣに対し賃貸し，引き渡したときは，Ａは，Ｃに対し，乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求めることができる。

ウ．Ａ所有の甲土地をＢが不法に占有していることをＡが知った時から５年を経過したときであっても，ＡのＢに対する物権的返還請求権は，時効により消滅しない。

エ．Ａ所有の甲土地に，ＢがＡに無断で乙建物を築造し，所有権保存登記を備えた場合において，その後，Ｂが乙建物をＣに譲渡したときは，Ａは，乙建物についてＢからＣへの所有権移転登記がされていないときであっても，Ｂに対し，乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求めることができない。

オ．Ａ所有の甲土地内にＢ所有の隣地からの土砂が崩壊する危険がある場合には，土砂の崩壊の危険についてＢに故意又は過失がないときであっても，Ａは，Ｂに対し，危険の防止に必要な相当の設備の設置を求めることができる。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

Ａは，Ｂに対し，甲建物の明渡しを求めることができる。

Ｂには，間接占有ある。Ａとしては，原因を作ったＢにいって，権利保全したいところ。

※Ｃにもいえる。

肢イ

Ｃには建物収去土地明渡はいえない。建物の所有者はＢ，Ｃに権限はない。

肢ウ

物権的請求権は，所有権と同様，消滅時効にかからない。

したがって，返還請求できる。

所有権（物権）と物権的請求権をわけて考えるべきではないかという疑問があるが，時効においては同様に考える。

肢エ

移転登記されていないのであれば，Ｂに対しても，乙建物を収去し明渡し請求できる。

得喪の「喪」の問題。

肢オ

故意過失がなくても，危険があれば，設置できる。

物権的請求権，人の性質関係ない。対世効。

人の性質を議論するのは債権をイメージ

令和７－８

不動産物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. ８］）

ア．ＡがＡ所有の甲土地をＢに売却し，Ｂがその引渡しを受けた時から１年を経過した後，Ａが甲土地をＣに売却し，Ｃが所有権移転登記を備えたときは，Ｂが主張する所有権の取得時効の期間は，Ｃが所有権移転登記を備えた時から起算する。

イ．入会権の取得は，入会権が共有の性質を有するかどうかにかかわらず，登記をしないで，第三者に対抗することができる。

ウ．不動産質権の設定は，現実の引渡しがあっても，登記をしなければ，第三者に対抗することができない。

エ．ＡがＡのＢに対するα債権を担保するため，Ｃ所有の甲土地についてＣから抵当権の設定を受けた後，Ａがその抵当権をＤのＡに対するβ債権の担保とした場合において，ＡがＢに転抵当権の設定を通知したときであっても，ＡがＣに転抵当権の設定を通知せず，かつ，Ｃがこれを承諾しなかったときは，Ｃは，Ｄの同意を得ないでしたα債権の弁済をＤに対抗することができる。

オ．ＡがＡ所有の甲土地をＢに売却した後，Ａが死亡した場合において，Ａの唯一の相続人Ｃが甲土地をＤに売却したときは，Ｂは，登記を備えないで，甲土地の所有権の取得を第三者Ｄに対抗することができる。

１．ア　エ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．ウ　オ

正解　３

肢ア

事実の開始した時を起算点とする。B に事実状態が発生したとき。所有権取得。

※時効完成前と後で法律関係が異なるので，起算点を変えることはできない。

最判昭 35.7.27

肢イ

入会権の取得は，登記いらない。制度，古い慣習的なもの。登記は，不要。

入会権とは，村落共同体等が、主として山林原野において土地を総有などし、伐木・採草・キノコ狩りなどの共同利用を行う慣習的な物権。

肢ウ

不動産質権は，登記がないと第三者に対抗できない。公示して取引安全を図る必要がある。

肢エ　３７７条，４６７条

転抵当，B に通知をすれば OK。しかし，C の弁済は，利益をうけるもの本件 D の承諾をいで行った場合，D に対抗できない。

担保価値を維持する義務が，A にある。

肢オ

Bと Dは，177 条の第三者となる。登記で，優劣が決まる。

令和７－９

Ａが所有し所有権の登記名義人となっている甲土地をＡがＢに売却し，更にＢがＣに売却した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. ９］）

ア．ＡからＣへの直接の所有権移転登記について中間者であるＢが同意していれば，Ａが同意していなくても，Ｃは，Ａに対し，ＡからＣへの直接の所有権移転登記手続を請求することができる。

イ．ＢがＡからＢへの所有権移転登記の共同申請に応じないときであっても，Ａは，Ｂに対し，ＡからＢへの所有権移転登記手続を請求することができない。

ウ．ＢがＡに対して有する所有権移転登記請求権を行使しないときは，Ｃは，その登記請求権を代位行使することができる。

エ．Ｂの同意を得ることなくＡからＣへの直接の所有権移転登記がされた場合において，ＢがＣから甲土地の売買代金を受領していないときは，Ｂは，Ｃに対し，所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができる。

オ．ＡがＤに対して甲土地を二重に売却し，その後，Ｂの同意を得ることなくＡからＣに直接の所有権移転登記がされたときであっても，Ｄは，Ｃに対し，所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができない。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　１

肢ア

原則，順番通り，移転すべき。したがって，Ｃは，Ａに対し，ＡからＣへの直接の所有権移転登記手続を請求することができない。もっとも手続的に迂遠，そこで，中間者の同意があれば認められてよいのでは。それでは，足りない。関係者全員の同意がいる。

公示制度，正確に物権変動の過程を反映させる必要がある。

省略は原則的不可。例外として，登記原因証明情報で，全員の同意があれば，実体は確認でいるので，中間者を介さず移転可能。本件の場合，A の同意がないので不可

肢イ

共同しない以上，登記請求できないのでは不当。事実に合わない。移転の不要性あり。

物権変動の過程を正確に反映させるべく移転登記請求権がある。

肢ウ

代位行使か。転用の問題。肢のアのように直接移せない場合に，保全ができるようにする必要がある。物権変動の過程を正確に反映する手段が取れる。

肢エ

中間省略されてとでも，正確に反映させるべき利益はある。

ＢがＣから甲土地の売買代金を受領していないのであれば，省略されるのは B の保護に

かける。保全するため抹消登記請求可。

肢オ

D は，二重譲渡劣後者，確かに，中間省略されており，事実を反映していないが，この請求を認めるのは D が保護されすぎ。

本来，登記で負けている以上，対抗できない。登記請求権はない。

令和７－１０

Ａがその占有する自転車甲を遺失した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.10］）

ア．Ａは，甲を拾得して占有するＢに対し，占有回収の訴えにより，甲の返還を請求することができる。

イ．Ａが受寄者として甲を保管していたときであっても，Ａは，甲を拾得した者から善意無過失で甲を買って占有を始めたＣに対し，遺失の時から２年間，甲の回復を請求することができる。

ウ．甲を競売において善意で買い受けて占有を始めたＤがＡから甲の回復を請求されたときは，Ｄは，Ｄが支払った代価の弁償の提供があるまで，甲の使用収益を行う権限を有する。

エ．Ｅは，甲の占有を開始した時に善意無過失であり，１０年間，所有の意思をもって，平穏に，かつ，公然と甲を占有したときは，甲の所有権を取得する。

オ．甲を拾得したＦは，その拾得を所有の意思をもってしなかったときは，遺失物法の定めるところに従い公告がされた後法定の期間内に甲の所有者が判明しなかったとしても，甲の所有権を取得しない。

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

占有が奪われたものが，占有回収の訴え。（２００条）

遺失物は，１９３条。被害者，遺失者を保護するための回復，請求権。

占有回収とは異なる

肢イ　○

１９３条，２年間は被害者を保護するために即時取得が制限される。

肢ウ　○

弁償があるまで，使用収益権ある。被害者は，払うか否かわからない。購入した者を保護する。

最判平１２．６．２７

肢エ　○

動産にも取得時効は成立しうる。Ｅは，甲の占有を開始した時に善意無過失であり，１０年間，所有の意思をもって，平穏に，かつ，公然と甲を占有したときは，甲の所有権を取得する。善意無過失は開始時で判断

肢オ　×

所有権を取得する（240）。無主物として国庫に帰属するのも問題。所有の意思は不要。